

報告第 10 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定
により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第9号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年4月15日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和7年3月25日午後1時30分頃、市道347号線幸手市大字下川崎317-1地先の道路において、舗装の穴が原因により、走行中の普通車の右後輪のタイヤがパンクしたものである。

3 損害賠償額

金11,660円

上記金額の内訳（合計に責任割合80%を乗じたものとする。）

修理代 14,575円

合 計 14,575円